

令和元年第2回定例会

(第3日)

令和元年6月13日

令和元年第2回平川市議会定例会議事日程（第3号） 令和元年6月13日（木）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（19名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	工藤 貴弘	8	山田 忠利	15	工藤 竹雄
2	工藤 秀一	9	石田 昭弘	16	齋藤 政子
3	福士 稔	10	原田 淳	17	齋藤 律子
4	長内 秀樹	11	桑田 公憲	18	田中 友彦
5	—	12	大川 登	19	佐藤 雄
6	佐藤 保	13	小野 敬子	20	齋藤 英仁
7	佐藤 寛	14	葛西 清仁	—	—

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	長 尾 忠 行	尾上総合支所長	鈴 木 浩
副 市 長	古 川 洋 文	経 済 部 長	大 湯 幸 男
教 育 長	柴 田 正 人	建 設 部 長	原 田 茂
選挙管理委員会委員長	大 川 武 憲	碓ヶ関総合支所 兼碓ヶ関診療所事務長	山 田 一 敏
農業委員会会長	柴 田 博 明	教育委員会事務局長	對 馬 謙 二
代表監査委員	鳴 海 和 正	平川診療所事務長	今 井 匡 己
総 務 部 長	齋 藤 久世志	会 計 管 理 者	三 上 庚 也
企画財政部長	西 谷 司	農業委員会事務局長	小田桐 農夫吉
市民生活部長	白 戸 照 夫	選挙管理委員会事務局長	佐 藤 崇
健康福祉部長	三 上 裕 樹	—	—

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	小山内 功 治	主 事	一 戸 岬
総務議事係長	田 澤 亜 紀	—	—

午前10時02分 開議

○議長
(齋藤政子議員)

皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、議場内の議員、理事者並びに傍聴者の皆様に申し上げます。携帯電話、タブレット等をお持ちの方は、音の出ないような操作をお願いいたします。

傍聴席では、議事進行の妨げにならないように静粛をお願いいたします。

暑い方は、上着を脱いでも結構でございます。

お手元に配付いたしました議員提出議案第2号新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出については、議会最終日の17日に提出されることになりました。議会運営委員会で協議の結果、議員全員での提出であることから、委員会付託並びに質疑応答を省略し、直ちに採決を行うことになりました。よって、事前に資料を配付しておりますので、御精読願います。

15番、工藤竹雄議員より少し遅れる旨の連絡がありました。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長
○4番
(長内秀樹議員)

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。
本日は、第6席から第8席までを予定しております。
第6席、4番、長内秀樹議員の一般質問を行います。
長内秀樹議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。
長内秀樹議員、質問席へ移動願います。

(長内秀樹議員、質問席へ移動)

長内秀樹議員の一般質問を許可します。

議場にいる皆さん、インターネットのユーチューブでごらんの皆さん、おはようございます。

議長より一般質問の許可をいただきました、第6席、議席番号4番、誠心会の長内秀樹です。それでは通告に従いまして一問一答方式で順次質問をさせていただきます。

最初に1. 運転免許証返納支援事業の創設についてであります。

最近、高齢者ドライバーによる痛ましい交通事故が多発し、社会問題となっています。特に、本年4月東京都池袋で発生した交通事故には心が痛みました。87歳の高齢者ドライバーが運転する車が暴走して、次々と人をはね、全く関係のないたまたまそこに居合わせた3歳になる女の子とお母さんの2人の命が一瞬のうちに奪われました。

また、今月4日には福岡市で高齢者が運転する車が逆走し、車6台が絡む事故で9人が病院に搬送され、運転していた80代の男性と70代の女性が死亡しました。

このように高齢者ドライバーによる事故が多発しております。これを受けて、全国的に運転免許証の自主返納についての意識が高まっていることを踏まえ、本市としても運転免許証返納支援事業の創設の時期となったと判断し、質問をしたいと思います。

一つ目は、自主返納に関する広報活動であります。

自主返納を検討している高齢者の返納を後押しできるよう、春・秋の交通安全運動期間や町会活動を通じて、加齢による運転リスクや自主返納制度の概要等について広報活動を行うことはいかがでしょうか。

あわせて高齢者運転免許証自主返納月間を設け、重点的に行うといった取り組みも効果的だと思います。

また、青森県警が募集する協賛店を通じて自主返納した高齢者が支援を受けられる制度があります。高齢者が市内の民間事業者の支援を受けられるよう、協賛店としての参加を呼びかける取り組みも重要と考えます。

二つ目は、具体的な本題でもあります運転免許証返納支援事業であります。支援内容はさまざま考えられますが、まずは運転免許証を返納した場合、公的な身分証明書として使用でき、また返納後の特典を受ける際に必要となる運転経歴証明書の交付を受けることができます。その際、返納者が負担する手数料1,100円について、運転免許証返納を推進する観

○議長
○市長
(長尾忠行)

点から、市で全額助成すべきと考えますが、市のいろいろな今までお話ししたことに対しての御見解をお伺いしたいと思います。

市長、答弁願います。

長内議員からは運転免許証返納支援に関する御質問・御提案をいただきました。お答えをいたしたいと思います。

自主返納に関する重点的かつ効果的な各種広報活動につきましては、自主返納を推進する上でとても意義があるものと感じております。また、運転経歴証明書の発行手数料分への全額助成といった直接的な支援策と並行して取り組むことで、より大きな効果が期待できるものと考えております。

運転経歴証明書の発行手数料分への全額助成につきましては、今後、実施に向けた具体的な検討を進めてまいりたいと考えています。あわせて各種広報活動におきましても関係機関と連携しながら、その方策について検討してまいりたいと考えておりますので御理解をいただきたいと思います。

○議長
○4番
(長内秀樹議員)

長内議員。

ありがとうございます。

冒頭からこの1,100円を市で全額負担していきたいというお話いただきまして。やはり今の世の中が、こんなに高齢者のドライバーで社会問題化しているこの時期、本市としても時代に合った施策をするというのがやはり基本かと思えます。

そういう中で、昨日佐藤 保議員の一般質問の答弁の中で本市の平成30年度末現在で75歳の免許保有者数が男性で1,165人、女性で529人の合計1,694人とお知らせいただきました。

では、平成30年度末現在で自主返納者の実態はどのようになっているのか、これからいろいろお伺いしたいと思います。まず、その自主返納者の実態、どのようになっているかお知らせください。

○議長
○総務部長
(齋藤久世志)

総務部長。

自主返納者の実態ということでお答えいたします。

青森県警察本部交通部運転免許課による統計データでは、本市における直近の平成30年の返納者は男性が36名、女性が20名の計56名となっております。

そのほかに返納者の推移で、実は平成30年につきましては平川市のデータは入手できたのですが、平成28年、平成29年につきましては県全体の傾向として読み取れるのは、75歳以上の返納者が平成28年は1,538人、平成29年は2,340人、平成30年が県全体で2,627人ということで、だんだん増加傾向にあるということでございます。もちろん75歳以上の人口もふえておりますので、一概に割合からすればどうなのかということもありますけれども、おおむね3%から4%の方が返納している状況にございますので、当市も同じ傾向にあるものと思っております。以上で

○議長
○4番
(長内秀樹議員)

ございます。

長内議員。

ありがとうございます。

数字もいただきまして、平成30年は56人の方が返納した。3%から4%ということですので、大体そういうもんかなと。

それとあわせまして、昨日の東奥日報記事、それから日本経済新聞等の記事に、東京都の小池都知事がアクセルとブレーキの踏み違い防止の緊急発進防止装置の支援をすると。9割補助ですか、9割ほどするという報道がありました。

この装置、急発進防止装置もいろいろあるようですが、この急発進防止装置について、御存じでしたら御紹介願いたいと思います。

○議長
○総務部長
(齋藤久世志)

総務部長。

お答えいたします。

インターネット等で調べたのですが、緊急発進防止装置であるオートボックスの専売商品でありまして、名称が「ペダルの見張り番」というふうな商品がございます。この商品は、発進時などにブレーキとアクセルを踏み間違え、アクセルを強く踏み込んでも車が急発進しないようにする装置であり、後退時の踏み間違いによる急発進にも対応するものとされております。これは一定の速度、時速10キロメートル未満といわれていますけれども、これ未満で走行する際にアクセルをブレーキと間違えて強く踏み込んでしまった場合に、ブレーキ信号を検知することでアクセルの踏み込みを電氣的に制御して誤発進を防止する仕組みとなっているとのことであります。また、アクセルとブレーキを同時に踏み込んでしまった場合は、ブレーキ動作が優先されるというものであります。以上です。

○議長
○4番
(長内秀樹議員)

長内議員。

ありがとうございます。そういうような装置もあると。

もう一つお伺いします。平成29年3月8日石田議員の一般質問の際に、この高齢者ドライバーの絡みで返納後の移動手段確保の観点から、市長がこう言っています。「高齢者ドライバーの交通事故防止は喫緊の課題とし、国・県へ要望するとともに弘前圏域定住自立圏などで取り組みができないか検討する。」というお話をさせていただきました。

それから2年たったわけですが、その後の経過、弘前圏域定住自立圏での取り組みができないか検討をするというような御答弁をいただきましたけれども、その後の経過についても御紹介願えればと思います。

○議長
○総務部長
(齋藤久世志)

総務部長。

お答えいたします。

議員御指摘のとおり当市では平成29年度において、弘前圏域定住自立圏での地域公共交通の連携施策として運転免許証返納後の支援事業を提案した経緯がございます。具体的な提案の内容は、高齢者の生活圏に配

慮した効果的な支援事業となるよう弘前圏域内で使用可能な公共交通カードや生活応援券の発行、運転経歴証明書発行の手数料への助成、各種支援事業に係る広域での情報発信といった内容となっております。

なお、この提案に関しましては構成する各自治体で自主返納者も含めた高齢者支援に対する考え方が異なることから、継続して検討するというので、現在は保留扱いとなっている状況にあります。

○議長

○4番

(長内秀樹議員)

長内議員。

もう一つお伺いします。今自主返納のことでまだというお話がありましたけども、青森県内でこの自主返納の事業を実施しているといえますか、いろいろアイデアを絞っているいろいろな観点から、切り込みから、いろいろ各自治体でもそういうものやっているかと思えますけども。

本市で私は今冒頭お話し申し上げたとおり今の時期、この時期になってそろそろ本市においても自主返納事業を創設するべきではないかという私の思いから、他の状況もお伺いしたくて。他の市町村でいろいろな自主返納でいろいろなことをやっているかと思えますけれども、その辺についても御紹介願えればと思います。

○議長

○総務部長

(齋藤久世志)

総務部長。

他の自治体での取り組み状況ということでございますが、当市で捉えている事業とすれば、各自治体の取り組みとすれば、青森市は市営バスカードの発行ということで1回のみ5,000円、十和田市におきましては商品券、バス乗車券、タクシー乗車券について1万円分を1種類または5,000円分を2種類といった取り組み、それから五戸町ではコミュニティーバスの回数券、年に1回1万円分を永年といった取り組みを担当課では捉えております。以上です。

○議長

○4番

(長内秀樹議員)

長内議員。

いろいろとお伺いしまして、また冒頭に戻るわけですがけれども。まずはこの事業、先ほど市長から一番最初冒頭、とりあえず返納後の1,100円は考えていきたいと。

しかし、その後の対応といえますか、まず返納をそろそろ考えようかなとか考えた人には広報などで後押しをすると、そこまではよろしいですね。そして返納する際のお金がかかるわけですので、1,100円も市でどうですか。

要はその次からです。いろいろと問題になっているのは。これが今お話を聞きますと、青森市が市営バスの5,000円。十和田市はバス券とかタクシー券で1万円または5,000円。聞いてびっくりしたのが五戸町ですか。バスで1万円を1回、永年交付。永年交付ってちょっと今私聞いたんですけども間違っていなければ、永年交付というのは終身ということですよ。その人に終身交付すると、五戸町さんでは。

こういうふうなお話を今いただきましたけれども、本市としても、ある程度駒がそろいました。早速こういうものについて検討をして、本市

独自の高齢者ドライバーに対する支援、プラス先ほど東京都の小池都知事のところでお話があったブレーキとアクセルの踏み違いを防止する機器。ある程度駒がそろったところで、市としてとりあえずその1,100円は検討するけれども、その後についても時期を逸してはいけないと思います、こういう問題は。

この辺について市長からお考えをお伺いしたいと思います。

○議長

市長。

○市長

高齢者の免許の自主返納につきましては、今事故が多発している状況の中であって自主的に御返納いただくというのは、その人その人の個々の、いわゆる状況にもよるとは思いますけれども、大事なことはないかなと思っております。

(長尾忠行)

まずは自主返納に対する経費に対しては、市のほうで助成したいということで先ほど御答弁させていただきました。議員のほうからその後どうするのかということですが、それぞれの自治体によって先ほど総務部長のほうから御答弁申し上げましたが、支援策は違いがございます。

五戸町は年に1回1万円を永年ということでありまして、七戸町ではコミュニティーバスの回数券1回のみ5,000円分とか、あるいは田子町では商品券1回のみ1万1,000円、また南部町では多目的バス及びなんぶ里バスの無料乗車券永年、それぞれの自治体によって違いがございます。

当市におきましても、昨日佐藤 保議員のいわゆる公共交通のところでもお答えいたしました、さまざまな形での返納した後の足の確保とございますか、それをどういうふう支援するのかというのは大事なことであると思っておりますので、今後検討をしていきたいなというふうに思っております。できるだけ早い機会に検討して、その自主返納者が不便のないような対応をできるようにはしてまいります。

ただ、生活圏の広域化により、当市においてはその効果というのが限定的になることも一方で懸念されます。また、運転免許を保有しない高齢者との公平性をどういうふうにして確保する必要があるのか、このような課題も踏まえながら支援策のあり方について検討していかなければならないと思っております。

いずれにいたしましても、長内議員御指摘のように免許を返納した後が余り不便を感じないような対応というのは、やっぱり考えていかなければならないのかなというふうに思っています。都市部と違って特に地方にあっては、車がなければなかなか移動手段や買い物等ができないというそういうふうな方も多数おられますので、さまざまそういうふうな面も考慮しながら、足の確保というものを考えていかなければならないなというふうに思っております。以上です。

○議長

長内議員。

○4番

前向きなお話をいただきまして、ありがとうございます。

(長内秀樹議員)

今ちょっとお話を聞いて、あれと思ったのが1点ございます。先ほど来その後の支援策を話しますと、十和田市だとか七戸町、田子町、南部町、さらに五戸町。何か、県南地方のほうが多いわけです。津軽地方、下北地方の市町村のお名前はでてきませんでしたけども、やはり津軽地方、下北地方はみんな運転が上手なのか。私だけですか、そう思うのは。その辺どんなものですか。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

現在市のほうで調べている中であって、自主返納に対する自治体の支援状況というのは御指摘のように県南地方が非常に多いです。津軽地域でいきますと青森市のみ、下北地方はむつ市で行っています。十和田市、七戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、三沢市と、いわゆる県南のほうで支援が多いというのが実情であるというふうに認識しております。現在調べておる段階ではそういう状況であります。

○議長

長内議員。

○4番

(長内秀樹議員)

自主返納支援事業については市長から前向きな御答弁をいただきましたので、それこそスピーディーに、こういう事業は津軽地域では余り少ないんですから、それこそ我が平川市がやぶこぐつもりででもいいです。ひとつ前向きに御検討していただければと思います。

運転免許証の自主返納につきましては、先ほど来、まずは広報でということ啓蒙活動を、そして返納後の際の1,100円ですか。そしてその後は返納者の足を確保できるような体制づくりをと。それをスピーディーにお願いを申し上げまして、運転免許証の件につきましては質問を終わらせていただきます。

次に、カラーユニバーサルデザインの導入について質問をさせていただきます。

人間の色の感じ方は一様ではなく、遺伝子のタイプやいろいろな主観によって色の見え方が一般と違う人が多く存在するそうです。この中でいわゆる色弱者は日本人では男性が5%、女性で0.2%といわれ、日本全体では300万人以上いるとされてます。これらの人たちは視力は普通と変わらず、細かいものまで十分見えますが、一部の色の組み合わせによって一般と見え方が異なり、そのため色の使い方や色の濃さなどに配慮が必要となるそうでございます。

こうした多様な色覚を持つさまざまな人に配慮して、全ての人に情報が正確に伝わるように配慮されたデザインを、表題でありますカラーユニバーサルデザインというそうでございます。

カラーユニバーサルデザインといいますと、余り聞きなれない言葉なのであれと思う方がいるかと思いますが、要は色弱者が男性の5%、女性の0.2%、こういう人たちにも正確に情報を伝えるための方策というのがカラーユニバーサルデザインというようなことだそうです。

そこで今回、この令和4年に新庁舎開庁の計画もありますから色につ

いて、市として色について、カラーユニバーサルデザインを基本にこれからいろいろお伺いをしたいと思います。

まず①の啓蒙についてであります。

色覚検査ですが平成15年までは学校で実施されていましたがその後廃止され、現在は実施されていないのが常識となっております。

この色弱は、遺伝的にも先ほども述べたとおり男子が5%、つまり20人に1人が、女子は0.2%なので500人に1人が色覚異常となっているそうです。また女子では、色覚異常の発生する遺伝子を持っている割合は10%といわれています。つまり小学校の男女が20人ずつの仮に40人のクラスだとすると、1クラスに男子は1人、女子は2人が色覚異常の発生する保有者だと仮定することができるわけです。

今回、平成15年から色覚検査を実施していないということから色弱についての知識が乏しく、成人になってデザイナーや飛行機のパイロット、電車の運転手、こういうものの個別の身体検査で色弱と判明することが多いと聞いてございます。

そこで提案ですが、色弱について正しい知識と理解を深めるために、私は乳幼児健診の際にパンフレットやチラシによる保護者への情報提供や、一般市民へカラーユニバーサルデザインについて啓蒙すべきと考えますが、市としてのお考えをお伺いします。

次に、新庁舎における方針についてであります。

先般の新庁舎建設実施設計の計画概要では色について触れてありませんでしたが、新庁舎の外観及び内観の色使いについてどのように考えているのか。また、市民は窓口サインを頼りに窓口に向かうと思いますが、窓口サインのユニバーサルデザイン、色などについてはどのような方針で考えているのかお伺いします。

最後に、このカラーユニバーサルデザインの考え方です。

今、こういう形で色弱というのがわかった時点で、市としてもそういう方に思いやりのある心で接していかなくちゃいけません。そのための市としての業務におけるカラーユニバーサルデザインの導入を今後どのように考えるのか、どうしていくのか、市の総括的見解をお伺いします。以上です。

市長、答弁願います。

長内議員御質問の、カラーユニバーサルデザインに関する御質問3点についてお答えをいたします。

まず1点目の啓蒙についてでありますけれども、乳幼児健診の際の色覚検査の実施につきましては、市では現在3歳児検診において視力検査を実施しておりますが、この検査は子供の斜視や視力障がい等を早期に発見することを目的としております。就学前であっても絵を描いたりゲームをしたりして色に接する中で、色の感じ方の特性に気づく機会がないわけでありませんが、乳幼児が色覚検査に対応できるかどうかという問題

○議長

○市長

(長尾忠行)

がありますので、乳幼児健診の際においては色覚検査は実施しておりません。

議員御指摘のとおり先天的な色弱の方は男性の20人に1人、女性の500人に1人いるとされております。現在乳幼児健診の際、パンフレットやチラシによる保護者への色弱などの情報提供は行っておりませんが、先天的な色弱についての情報を早くから知ることは大切ですので、今後は乳幼児健診の際に、保護者に対し色弱は決して珍しい症状ではないこと、色が全くわからないのではなく、色弱の程度やその時の状況によって色が見分けにくい場合があることなどの情報をお知らせいたしまして、色弱に対する正しい知識の普及と理解の促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、新庁舎における色使いについてお答えをいたします。

新本庁舎における外観及び内観などについては、先月公表いたしました新本庁舎建設の実施設計概要版において、完成予想図ともなります建築パースを公表いたしましたところでございます。そのパースでも描いているとおり、外壁は白を基調としたタイル仕上げとなっておりますが、少し温かみを感じる素朴な材料を選定することで冷たい印象を与えないような計画としております。内部の壁や天井についても同様に白を基調とした明るい色使いとしておりますが、場所によっては木のぬくもりを感じられるような素材を選定したり、部分的に壁面にはアクセント色となる色調を施したりすることを考えております。床材は、使用する仕上げ材料のメンテナンス性を考慮して、場所ごとに適切な色調を選定する予定であります。窓口サインについては、建設部長より答弁をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

次に、全庁的なカラーユニバーサルデザインの考え方についてであります。

カラーユニバーサルデザインに対応しているものとして、平成30年4月にリニューアルした市の公式ホームページがあります。背景色と文字のコントラストや色だけで情報を伝える表現をしないことへの配慮がされており、背景色などの変更機能をも有する仕様となっております。全ての人に情報を正確に伝えることは重要なことですので、今後は市のホームページのみならず、市の業務として市民の皆さんに提供する発行物などについてもカラーユニバーサルデザインに配慮するよう努めてまいります。私からは以上です。

建設部長。

私からは、窓口サインにおけるカラーユニバーサルデザインの御質問についてお答えいたします。

窓口サインについては、市民が迷うことなく目的の窓口に行くことができるよう検討しております。その中で窓口サイン看板については、色弱者への配慮という観点から色を用いずに窓口番号と業務名の二つで案

- 議長
- 建設部長
(原田 茂)

内する計画で現在は考えております。建築パースでも確認できるとおり、窓口サイン看板はグレーで統一した色調としております。

また、館内の案内表示は色に頼ったものではなく、基本的には文字などのほかに絵文字などの視覚記号であるピクトグラムを用いることを想定しております。

ただし、全てにおいて白やグレーなど色彩を感じさせないサインばかりでは庁舎全体の雰囲気が落ちつき過ぎてしまいますので、場所によってはにぎわいを感じさせるような色使いなどに配慮してまいります。以上です。

○議長
○4番
(長内秀樹議員)

長内議員。

いろいろ多岐にわたってお話をいただきましてありがとうございます。

まず、基本的なことなんですけれども、この色の組み合わせです。見えづらい色、先ほどからこのグレーだとかいろいろなお話聞きましたけど、改めてお伺いします。色弱者が見えづらい色といえば何と何とかこういうものありましたら、御紹介願えればと思います。

○議長
○健康福祉部長
(三上裕樹)

健康福祉部長。

色弱の方が見えづらい色ということでお答えをいたします。

色弱の方にも種類がございまして、1型から3型までございます。その中でも、非常に頻度が多いといわれている2型の方の場合でお答えをさせていただきます。

2型の方が区別が付きにくい色ということでございまして、赤と緑、オレンジと黄緑、緑と茶色、青と紫、ピンクと白か灰色、緑と灰色か黒というふうに言われてございます。以上です。

○議長
○4番
(長内秀樹議員)

長内議員。

よく赤と緑というお話は、私も知識としては聞いてはございますけれども。信号の色、非常に危険だということで、赤と緑。赤の点滅などで、危険だというようなことがよく言われてございますけれども。

実は私の友人でも1人いまして、よくあったのが赤と黒でした。赤と黒、焼肉を焼き過ぎるんです。真っ黒に焼けてても赤く焼けてないような感じに見えるんです。人それぞれで見え方が非常に違うわけです。その人はなかなか言えないんです。言葉に出せないんです。

そういう中でこれから配慮していくということですが、私思うのに、先ほど答弁の中で3歳児検診にやっていると。小学校ではやってないんですか、やってるんですか。小学校では色弱の検査は今やってるんですか。

○議長
○健康福祉部長
(三上裕樹)

健康福祉部長。

小学校における色弱の検査ということでしたけれども、私のほうで調べた経緯がございまして、お答えさせていただきます。

議員が御指摘のとおり全生徒に実施しているものではございませんで、希望者に対しては小学校であれば4年生、そして中学生であれば1年生

の希望者ということで実施しているというふうに私のほうでは調べてございました。以上です。

○議長

長内議員。

○4番

(長内秀樹議員)

私も初めて聞きました。我々子供の時は点々のやつで「ア」だとか「ウ」だとかやった記憶があります。それが今はほとんど色弱というものが世の中から消えたような感じで、忘れ去られようとしています。

今回、赤と緑が一番多いという2型のお話もいただきましたけれども、ぜひとも本市においてもこの辺についてはメスを入れて。子供たちの、一番怖いのは津軽弁で言えば、「おめ、これ見えねえずな」。これがいじめの一つのものにならないように配慮もしながら、本市として他市町村でやっていないことでしたら、ぜひともやるべきだと私は思います。

先ほど、健康福祉部長のほうから色弱のことでいろいろ話ありましたけれども。色覚の2型とか話ありますけれども。やはりこの色弱といえど言葉が何ていうんですか、言葉を感じるわけですけれども。先ほど色覚というような言葉をいただきましたけれども、今世の中はどうなんですか。色弱でも世の中通るんですか。

○議長

健康福祉部長。

○健康福祉部長

(三上裕樹)

一般的には色覚異常という言葉か色弱。色覚異常の中には、色の識別が全くできない状態の色盲というものと、それこそ今の話の中の紛らわしい色の区別ができない状態の色弱と、その二つを含んでございますので、紛らわしい状態を区別できないということであれば、色弱というふうな捉え方となろうかというふうに思います。以上です。

○議長

長内議員。

○4番

(長内秀樹議員)

時間もなくなりますので、啓蒙のほうはこのくらいにしまして、新庁舎のほうでちょっとお話をしたいと思います。

先ほど新庁舎の方針の中で、グレーで統一したほうがという話ありました。ただグレーだけでなく、場所によっては色も使うというような話がありましたけれども。ある程度は色も使っていくわけですけれども、もうちょっと具体的にこういうものはグレーで、こういうところは色を使ってとかって、何か考えているものがございましたら御紹介願えればと思います。

○議長

建設部長。

○建設部長

(原田 茂)

色の御紹介ということで、具体的にあればということでしたけども、建築パース上で皆さんのほうでイメージは湧いてるかと思えますけども。今ここで、どこの部分をいうことは私もちょっと具体的な名称としては挙げられないわけですけども。

先ほど市長答弁の中にもありました、木目調のものを部分的に使うとか床材はメンテナンスも考慮しながらも、色についてもまだそこは検討するというので。今後その内観・外観については、材料の選定においても色に関係する部分が相当ありますので、それについては今後、実施

設計は完了してますけども、発注時及び工事途中段階においてもまた検討してまいりますし、情報については議員の皆様にご提示していきたいと思っております。以上です。

○議長

○4番

(長内秀樹議員)

長内議員。

わかりました。まずこの色弱というのが、先天性の遺伝であるということ。色の認識は人それぞれで、色弱の人は違うんだということ。今回わかった次第でございます。

3歳児に検診で色覚検査を今やっていないけども検討をしていくと。小学校においては検討はしてないんですか。小学校ではちょっとお話しもこれから考えていただければと思っておりますけれども。

とにかくこの色弱については、もうちょっとみんなでいろいろ知恵を出し合ったほうが、私はいんじゃないかと思う一人でございます。庁舎内での色弱、色についての、できればガイドラインの策定もほんのちょっとでよろしいですので、ガイドラインの策定をするべきと御提案申し上げます。この質問は終わらせていただきます。

次に、職員研修についての①職員研修の実態についてであります。

時間も大分少なくなりましたので、本題でお話し申し上げますと、本市における職員研修の方針や目的、研修先や人選方法、そして専門研修機関への派遣といった本市の職員研修の実態はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

次に、職員の事業提案の実態です。

最近の市民ニーズの高度化・多様化。こういうものから、職員はさまざまな研修機関で研修をし、そのほか職員のアイデアとかで事業提案、事務の改善提案、それから各所属を越えた広い視野での職員提案、こういうものがこれからはより必要な時代かと思っております。そこで、職員の事業提案の実態の実績等についてお答えをいただければと思っております。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長、答弁願います。

職員研修についての御質問2点についてお答えをいたします。

まずは、職員研修の実態についてでありますけれども、議員御指摘のとおり、我が国の社会情勢は人口減少や少子高齢化という状況にあり、当市でも現在定年退職者が多く、経験豊富な職員の減少や低年齢化による行政サービスの低下が懸念される状況にございます。加えて行政ニーズについては、急速に高度化・多様化しておりますが、このような状況であっても市民の期待や要望に応え、住民満足度の高い良質で効率的な行政サービスを提供していく必要があります。

そこで当市では、平川市人材育成基本方針を策定し、この方針に基づき、職員の研修計画を毎年定め、人材育成のための研修を実施しております。公務員としての資質向上を目的とした研修や法令や税といった専門的な知識を学ぶ研修など、さまざまな研修に派遣し、スペシャリストの育成はもちろんのこと、多様な分野に対応できる幅広い知識を持った

職員の育成にも力を入れているところであります。市民に評価される職員になれるよう、今後も着実に研修を重ね、資質向上を図ってまいりたいと考えております。なお、研修の実績等については、総務部長から後ほど答弁させますのでよろしくお願いをいたします。

次に、職員の事業提案についてお答えをいたします。

当市の職員の事業提案については、平川市まちづくり職員提案募集要項に基づき、毎年度事業提案を募っております。まちづくりの長期的な展望から、自己決定及び自己責任に基づく自立したまちづくりを進めるために必要な戦略的かつ実践的な政策案、市民サービス、事務能率の向上、経費削減等につながるアイデアを職員から募集し、市の振興施策並びに業務改善の取り組みに反映されることを目的としたものであります。

次に、所属を越えた広い視野での提案に関しましては、第3次行政改革大綱実施計画の取り組み事項の一つに、部局横断的なプロジェクトの推進を掲げ、時代の情勢に合った政策の推進を目指し、部局の垣根を越えて複数の部署でプロジェクトに取り組むこととしております。

そのほか、私は市長就任時より、職員の持っているさまざまな考え、アイデアを発掘するため、課長補佐級から30歳前後の職員との懇談会を毎年開催しております。引き続き部局の枠にとらわれず、職員のアイデアを広く吸い上げる体制づくりを推進してまいりたいと考えております。

職員の事業提案の状況及び複数の部署での取り組み状況については、研修の実績とあわせ総務部長より答弁をさせます。私からは以上です。

総務部長。

初めに研修の実績等についてお答えいたします。

毎年、人材育成基本方針に基づいた研修計画を策定し、職員の育成を図っております。研修の内容ですが、まず、全国の市町村職員の人材育成のための中央研修機関である市町村アカデミーや自治大学校で実施される研修に希望者を募集して受講させており、毎年数名の職員が参加している状況でございます。

次に、青森県が主体となり、県と市町村職員が職務を遂行する上で必要となる資質向上を目的とし、青森県自治研修所で行われる研修がございます。

これについては新採用者、再任用職員、係長、課長補佐、課長などといった役職に応じた基本研修が実施されており、それぞれの役職について職員に必ず受講させているものとなります。また、さまざまなカテゴリーから選ぶ選択研修や税などの専門分野に特化した部局研修も実施されており、採用から数年経過した職員やその業務に従事する職員に受講させております。

青森県自治研修所で行われる研修については、平成30年度実績では、97人の職員が受講いたしました。

このほかにも、年間を通して県庁に勤務しながらそのノウハウを学ぶ

- 議長
- 総務部長
(齋藤久世志)

青森県実務研修や、弘前圏域定住自立圏構想による圏域職員の研修がございます。

また、当市でも職員研修として外部からの専門の講師を招き、全職員を対象としてその時々の課題に対応した研修を実施しております。

そのほか、内部講師研修や新採用者研修として、当市の職員みずからが講師となって実施している研修も行っております。

次に、職員の事業提案の実績についてお答えいたします。

過去3年間で計7件の応募があり、提案者はいずれも所属部署ではないほかの部署の施策に対する提案をしております。その中で実現に至ったものとしては、イクボス宣言、父子手帳製作事業が挙げられます。またこのほかにも、マイロード・マイタウン整備事業やゆるキャラを用いたSNSスタンプ事業など、現在も引き続き施策を行っている事業もございます。

次に、複数の部署で取り組んだものとしては、移住・定住促進事業や東京都港区との連携事業、ネットワークシステムの更新に向けた協議などがあり、過去3年間での取り組み件数は、平成28年度、平成29年度は各36件、昨年度は37件となっております。それぞれの担当部署が自発的に課題解決に向けた協議を行う体制、また職員においても部局横断的に課題を解決するという意識が醸成されてきているものと考えております。以上でございます。

○議長

○4番

(長内秀樹議員)

長内議員。

ありがとうございます。

3年間で7件の提案があって、イクボス、父子手帳、マイロード、ゆるキャラ、それからSNS、いいと思います。それから、市長になってからの係長クラスとの毎年の懇談会、ぜひとも今後も続けていければと思います。

やはりこういう今の時代ですけれども、考えてみますと非常にこれから職員力が試される時代だと思えます。人口減少と高齢化、よく言われる言葉で団塊のジュニア世代が65歳となる2040年ですか。この頃になりますと、いろいろなものが変わっていくと思えます。特に今、いろんなところで出ますAI、人工知能です。こういうものが出ていくと思えます。

これからの時代の自治体の職員のあり方というもの、自治体の行政のこれからのやり方というもの、私はこう考えています。今までですといろんなもの、例えば道路行政であり、農林であり、介護であり、医療であり、保健。いろいろなもの。やはり全てのものを完璧にこなしていきたいという思いの職員が多いと思えます。そうしますと、住民からのニーズが今多岐にわたってます。複雑化しています。これらを全てクリアできるのはなかなか面倒です。職員のスペシャリスト化が、専門化が幾ら進んでもなかなか難しいと思えます。

私の提案です。一つ。行政サービスとしてはその時その時のものをいかに確実に早くやるかです。即実行です。それが一番、住民にとっては一番いいことなんです。今すぐやってほしいということで住民はお願いをし、いろいろなことを考えるわけです。そのことについて今検討します、これやります。時が過ぎてしまいますと、そのことは、何もいらないんです。ますます高度化・多様化、今のデジタル、こういうもの進んでいきますと、今欲しいからいいんです、市民は。今欲しい時に今やってあげるといのが、やはり行政の基本かと思えます。そのための職員研修をお願い申し上げまして、今回三つの質問をさせていただきましたが、終わりたいと思えます。ありがとうございました。

○議長

4番、長内秀樹議員の一般質問は終了しました。

11時15分まで休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第7席、17番、齋藤律子議員の一般質問を行います。

齋藤律子議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

齋藤律子議員、質問席へ移動願います。

(齋藤律子議員、質問席へ移動)

○議長

齋藤律子議員の一般質問を許可します。

○17番

(齋藤律子議員)

ただいま議長より一般質問の許可がありました、17番、日本共産党の齋藤律子です。

一般質問2日目、2番目の質問者になりますが、お疲れのところと思いますが、御答弁をよろしく願いをいたします。

まず最初の質問は、2019年10月からの消費税10%引き上げについてお尋ねをします。

①市民生活の影響についてであります。実質賃金は伸び悩み経済の6割を占める家計消費は低迷し、深刻な消費不況が続いています。

ことし10月からの消費税10%への増税は、実施前から物の値段が上がっており、市民の皆さんは「これでは暮らしていけない。」と悲鳴を上げています。消費税は、所得の低い人ほどに重くのしかかる弱い者いじめの税金です。

この6月定例会に提案されている条例改正案31件を初め、市の使用料においても引き上げが予定されているとのこと。

平成31年第1回市議会定例会3月議会ですが、その一般質問に対する私への答弁では、消費税に伴う影響額について、一般会計の歳入予算計上額における試算で、約70万円の増額になるとのことでありました。

今回、条例を改正するに当たり、改めて市では取りまとめを行って

ると聞いておりますが、実際に増加となり、市民へ影響を及ぼす金額をお知らせください。

また、今回の消費税増税という国の施策に対する長尾市長の見解を伺いたいと思います。市長、答弁をお願いいたします。

②の質問に移ります。上下水道使用料について質問をします。

10月からの消費税率10%引き上げに関係して、今回市においては議案第68号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例案が提出されています。

10%に増税された場合には、それと同時に軽減税率制度が実施されるとのことであります。

毎日の買い物で市民に直接関係する飲食料品などが、軽減税率制度の適用対象となっております。増税後にあっても税率が軽減されるという制度であります。生活する上で必ず使用しなければならない上水道・下水道は、軽減税率の適用対象とはなっておりません。

それは、飲み水以外にも水はお風呂や洗濯に使うからということでありませぬ。

毎日必ず使用する上下水道でありますので、市民の暮らしに直接影響を与え、重くのしかかるものではないでしょうか。

また、最近では、高齢者のみの世帯など少人数世帯がふえていることから、基本料金で使うことができる10立方メートル以内に使用水量がおさまっているとの声を多く聞くようになりました。

このような基本料金内におさまっているという方の中には、使用水量の料金負担について、不公平感を持っている方も多くおります。幾ら基本料金で使える水量とはいえ、使用していない分にまで消費税を支払うことになると、ますます不公平感が増すことになりはしないでしょうか。

さて、ことしの5月9日に開催された上下水道事業経営審議会で、津軽広域水道企業団から購入している水道用水について、申し込んでいる基本水量が1日当たり1万811.25立方メートルに対して、実際に受水している水量が約6,000立方メートルとの説明がありました。

この基本水量については見直しを行い、令和3年から引き下げられるとのことではあります。今回の消費税率10%引き上げの影響は、企業団からの水道用水の購入費用にも直接関係するものです。

このことから、企業団に申し込む基本水量を、実情にあったものに定期的に見直すことで、購入費用を削減し、基本料金内におさまっている世帯の不公平感を解消するような料金体系の見直しができないものかと考えています。

そこで、今回の消費税率10%への引き上げによる上下水道使用料への影響と、水道料金が基本料金内におさまっている世帯数についてお伺いをします。

また、基本料金内におさまっている世帯が感じている不公平感を解消するような料金体系の見直しが必要ではないかと思いますが、市長はどのように考えているのでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

齋藤律子議員御質問の消費税が10月から10%に引き上げになった場合の市民生活への影響についてお答えをいたします。

(長尾忠行)

消費税率改定に伴う影響については、本年3月議会の一般質問で、条例のほか、規則等で規定されているものを含め、一般会計で合計35件、そのうち歳入として予算計上している使用料等が11件あり、今年度当初予算ベースで約70万円の増額を見込んでいる旨を議員に答弁したところであります。

今年度に入り、消費税率の改定に伴う使用料等を精査した結果、一般会計のほか、企業会計や特別会計に関係するものを含め、条例が31件、規則などが7件、合計38件の例規改正を行うことにいたしました。

これに伴う影響額は、今年は10月からの引き上げとなりますので、昨年度の決算額をもとに4月から3月までの1年間で試算をすると、一般会計が約28万円、水道等の企業会計が約1,787万円、国保診療施設や簡易水道等の特別会計が約34万円と見込んでおります。

消費税増税に対する私の見解とのことでありますが、今回の消費税率の引き上げによる税収は、御承知のように年金、医療、介護及び少子化対策の施策に要する社会保障経費に充てることとされております。

国では今回の税率改定に伴い、生活する上で必須となる食品などへ、軽減税率を適用することとしております。また、住民税非課税世帯や小さな子供がいる子育て世帯などに対し、プレミアム付商品券を発行し、税率引き上げによる家計の負担や消費への影響緩和措置も講じることとしております。

少子高齢化が進行し社会保障費がふえる中、その財源を捻出するためには、消費税率の引き上げは必要な施策であると私は考えております。

上下水道使用料については、建設部長より答弁させますのでよろしくをお願いいたします。私からは以上です。

○議長

建設部長。

○建設部長

私からは上下水道使用料についてお答えさせていただきます。

(原田 茂)

先ほど、市長の答弁でも触れましたが、平成30年度決算額をもとに試算したところ、年間ベースで水道事業が約1,009万円、下水道事業が約778万円の増額になると見込んでおります。

また、水道料金が基本料金内におさまっている世帯数についてですが、今年度4月の水道使用水量で算定したところ、給水件数9,222件のうち3,351件となっております。

次に、不公平感を解消するような料金体系の見直しが必要ではないかということですが、国内における近年の状況を考えますと、急速な人口

減少や少子高齢化、節水器具の普及・意識高揚などにより、使用水量の減少につながる生活様式に変化してきております。一方で、施設の老朽化が進み、多大な更新費用を要することにより、上下水道事業の経営が年々厳しさを増している状況にもありますので、社会情勢の変化や上下水道事業の経営状況とあわせ、近隣事業体の料金体系とのバランスに留意しながら、料金の改定に当たっては上下水道経営審議会に諮った上で、判断していきたいと考えております。以上です。

○議長

齋藤律子議員。

○17番

それでは、引き続き質問させていただきます。

(齋藤律子議員)

まず市の答弁ですが、消費税の影響は、余り2%の影響はそうないような答弁でした。ところが、市民の負担感は相当物価が上がっているからとても大変に思っているわけです。

まず市長の見解です。市長の見解では、財源を捻出するために、社会保障費の捻出するためには必要だという、こういうことで国の考えと一緒にわけです。

国の言うとおりにやることは大変たやすいことなんですが、市民の実感とはかけ離れてるのではないかと、このように思っています。

それは、社会保障の財源を確保するために消費税の歴史を見ても、法人税の減税、こういうような。それから富裕層の減税。こういうような穴埋めに使われていた。使ってはいないと言うかもしれませんが、数字を見るとそれが証明されるような数字になっています。

今回いろいろ子供の保育料、幼児教育・保育の無償化の問題もセットにして増税した分はお返しするという、こういうことでありますけれども。2番目の質問にもあるんですが、やはりこの見解がとても市民とかけ離れている。このように思います。

それでですが、そのプレミアム付商品券。こういう低所得者とか子供の子育ての方たちに発行する。これも一時的なもので市民は「何も自分たちの得にはならない。」とこう言っています。それと「社会保障費と言うけれども、ああいう百数十億円するF35戦闘機をたくさん買っている。」と。これが市民の日頃の会話になってるんです。

そういうことで市長はもっと市民の声を聞いてほしいなと思うんです。これ市長の見解ですから。平行線たどるわけですから。全く相入れないものですからそれは仕方がないと思うんです。でもその見解は、市民からすれば大問題だと思います。

そういうことで、消費税の全部で六十数万円とか、それから企業会計、水道も1,900万円とか。こう言っていますが、これはちょっと考えが少し市民とはかけ離れていると思っております。

それで、今の消費税増税で、市は何か市民に還元するようなこと考えておられますか。もしあったらお尋ねします。

○議長

市長。

○市長
(長尾忠行)

消費税増税に関しての、市として独自に市民に還元するものがあるか
とないかというふうな御質問でございますけれど、今国のほうの施策の
いわゆるプレミアム付商品券やこの緩和措置等もありますけれど、市独
自としては消費税増税に対しての対応といたしますか、そのために何かを
するというようなことは考えておりません。

○議長
○17番
(齋藤律子議員)

齋藤律子議員。

国の方針どおりにやっていくわけですが、これまで農業予算が防衛費
とかそういうものとある程度同額だったんです。3兆円台で。これが逆
転をしましてこういう軍事費が5年連続で最高を更新して、もう5兆数
千億円です。一方、農業予算というのは3兆円割りました。農業を基幹
産業としている市ですから、消費税増税に関して考えてないということ
ですが、本当に力を入れていかないと。消費税増税で暮らしもそうす
が、こういう基盤を支えている農業が本当に廃れていく。そういうこと
に気づいてほしいと思います。

この水道のことですが、水道は近隣の様子を見て、また料金体系も見
直すようなことがないような答弁でした。

節水も工夫していると。洗剤も1回すすげばいいものとか今あります。
それから30%とか何十%の蛇口につければ節水になるとかいろいろある
わけですが、もう既にそれ以上に節水しています。

私もいろいろ声を集めてみましたら「水道代が高いから、湯舟につか
るのは年に数回しかない。」とこういう、高齢世帯の方です。そんな声も
ありました。

ですからかなり皆さんが、毎日暮らすことに大変な思いをしてるん
です。それがわからないということが、私は大変悲しいんですけども。そ
うであるならば、そういう人はそういう節水の道具も買っていません。
低所得者にそういう節水用具とか、そういうのも支給したらいかがです
か。今思いついたわけですけども。全く何もやるあれがないわけです
から。そうなればお金も入ってこないかもしれませんが、基本料金以
内で、もっと基本料金は取るけども節水にはなるかなと思うんですが。
本当にこれはお風呂に毎日、湯舟につかってもらいたいために、こうい
うことを手当てするのもあれだと思うんです。

だけどそういう実態がわからないから、そういう答弁になるのかなと
思うんですが。これは、これ以上しゃべっていただちが明きません。
大変悲しいことです。

国と同じにやることはたやすいことです。しかし、市民の実態を把握
して、どういう気持ちで生活しているのか、そういうことをわからない
とこういう政策になっていくのかなと感じました。

それでは2番目の質問に移ります。2番目の質問は、幼児教育・保育
の無償化についてお尋ねをします。

無償化のための子ども・子育て支援法改正案が、5月10日の参議院本

会議で採決されました。

新聞各紙は改正法を受けて報道をしておりますが、ほとんどの記事が改正法の不安な内容に言及しています。

読売新聞ですが、5月11日の、全て新聞の見出しです。「保育ニーズ増加・不安・質低下・人手不足・預け先確保」。こういう見出しです。

朝日新聞、「幼保無償化・遅れる安全・認可外の指導監督強化不透明」。

東京新聞、「対象300万人・保育士不足に拍車懸念・自治体の事務負担増・質確保課題」。

毎日新聞は、「子育て支援見切り発車、待機児童後回し・保育の質たなざらし・給食費は徴収・現場混乱」。

このような見出しとなっています。

幼児教育・保育無償化は2019年10月にスタートになりますが、全て無料になるわけではありません。

保育料や延長保育費用を国が補助してくれる制度で、その概要はゼロから2歳の子供は住民税非課税世帯のみが無償化の対象です。認可外保育の場合は4万2,000円を上限に助成をする。それから3歳以降の子供は全世帯が無償化の対象となりますが、これまで保育料の中に含まれていた3歳から5歳の給食費の食材費は対象外となります。その他雑費も無償化の対象外となります。

政府は、消費税増税によって得られる税収の一部を幼保無償化に充てるとしています。国の予算としては7,764億円が見込まれています。消費税の2%増税で見込まれている税収増は5兆6,000億円ということですから、ふえた税収の15%弱が保育無償化に充てられると言われていています。

日本では10月に初めて導入されるわけですが、既に世界の先進国の多くが無償化政策を行っています。しかし、日本の無償化は別物で、なぜ無償化が必要なのかというポイントが諸外国とは異なっているとされています。

幼児教育の投資が子供の発達に良い影響を与え、貧困問題の解決にもつながり将来にわたり国に経済的なメリットを与えることになるという、こうした導きがされていないという問題が指摘をされています。

そこで、①平川市の保育料の影響についてお尋ねをします。

これまで、平川市は独自に財政負担をし、第2子以降の保育料の無料化などを行ってきました。

こうした中で、ことしの10月から実施される国の幼児教育・保育の無償化は市の財政負担にどのように関わっていくのか、どのような影響になるのかお知らせください。市長、答弁をお願いいたします。

②の質問は、給食食材費の実費徴収についてお尋ねをいたします。

先ほども述べましたように、ことし10月から実施予定の無償化の制度は、平川市の第2子以降の保育料無料化の適用を受けていた保護者にとっては、これまで保育料に含まれていた給食費の食材費の負担が新たに

発生しようとしています。

市長の公約でもある「子育てしやすさナンバーワン」のまちを目指している平川市として、ぜひこの負担に対して手当をするべきではないかと思っている次第です。市長はどのように考えているのか、お知らせください。市長、答弁をお願いいたします。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

齋藤律子議員御質問の、幼児教育・保育の無償化についての御質問2点についてお答えをいたします。

(長尾忠行)

まず、平川市の保育料への影響についてであります。

幼児教育・保育については、今年10月からの国の制度改正により、3歳から5歳までの幼稚園、保育園及び認定こども園の施設利用料が無料になるなど、保護者の負担や自治体の財政負担が大幅に変わります。

無償化に伴う当市の財政負担は、平成29年度決算と比較しますと、今年度では約6,200万円が軽減される見込みであります。

なお、来年度の市の財政負担は、約7,600万円が軽減される見込みとなっております。

次に、給食食材費の実費徴収についての御質問であります。

議員御指摘のとおり、今回の制度改正により3歳から5歳までの2号認定児に関わる給食の食材料費の負担が新たに生じることとなります。

このことについては、国からも今回の改正で保護者の負担が増となることのないようにとの通知が来ておりますので、給食の食材料費については、市の予算で対応していきたいと考えております。以上です。

○議長

齋藤律子議員。

○17番

国の措置として、平川市は平成29年度決算と比べると6,200万円軽減されると。それから、来年度は7,600万円軽減になるだろうということであります。

(齋藤律子議員)

また、その2号認定ですから3歳から5歳ですか。それによると、市の予算で行うということではありますが。

それではその内訳についてまずはお尋ねしたいと思います。今の答弁に対しての内訳、よろしく願いいたします。

○議長

健康福祉部長。

○健康福祉部長

今市長が答弁いたしました6,200万円の負担減、7,600万円の負担減のこの内訳についてお答えをいたします。

(三上裕樹)

まず、平成29年度の実績では国が定める保育料を市が軽減している分。この分が1億59万7,000円。そして第2子以降の保育料、市が無料化している分。これが1億952万4,000円。これら合わせて2億1,012万1,000円の保育料を子育て支援対策として市が独自に負担していたというものでございます。

この実績から無償化の影響を試算したものが、先ほどの答弁の内容になるわけですが。

今年度は10月から半年分が無償化となるということで、その無償化分を全額国費で負担するというようになっておりますので、保育料を軽減している分については7,179万5,000円となって市の負担は約2,880万円の減。そして第2子以降の無料化分、これが7,611万2,000円となりまして、市の負担は約3,340万円の減。これらを合わせて端数を省略しますと6,200万円の負担減と見込んでいるものでございます。

そして、来年度においては年間を通して無償化となりまして、無償化にかかる費用は国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1を負担するというようになっておりますので、保育料の軽減分は4,365万1,000円となりまして、市の負担は約5,690万円の減、そして第2子以降の無料化分が4,370万1,000円となりまして、その負担が6,580万円の減。これを合わせて市の負担は1億2,270万円の減となるわけですが、国の無償化にかかる市の負担割合である4分の1、これが新たに負担増となりますのでこの分4,670万円を追加することによってその差し引きである7,600万円が、令和2年度においては負担減となる見込みと積算しているものです。以上です。

○議長
○17番
(齋藤律子議員)

齋藤律子議員。

こういうふう負担減となるということは、これがどこまで続くのかわかりませんが、市の施策としては「子育てしやすさナンバーワン」のまちとしては、もっといろいろな角度から子育て支援を広げられるのではないかと思います。

それで、給食費のほうです。

給食費のほうは、まずいろいろな本を見ても4,500円から五千数百円とかいろいろ書かれているわけですが、その園によって違うと思うんです、食材費の出し方で。

それでどういうふうな市が試算をして、市がその予算化をしようとしているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長
○健康福祉部長
(三上裕樹)

健康福祉部長。

給食の食材料費の現在の試算についてお答えをいたします。

食材料費の単価といたしましては、国はこれまで公定価格、保育料の全体額を定める中において、その一部として月額4,500円。これが食材料費として計算されていたものというものでございます。

当市としましてもこの4,500円を給食食材費の単価と見まして、現在平成30年度の児童数から食材料費の助成の対象となる児童は402人と見込んでございますので、その402人と4,500円を掛けまして、今年度は6カ月分として1,085万4,000円。そして来年度、これは年間ベースとなりますけれども、2,170万8,000円を食材料費の助成に必要な予算ということで、現時点では見込んでいるというものでございます。

○議長
○17番

齋藤律子議員。

これは全国共通っていうか、そういう食材費は4,500円で算定してると

(齋藤律子議員)
○議長
○健康福祉部長
(三上裕樹)

ということで受け取ってよろしいでしょうか。それまずお答えください。

健康福祉部長。

今後、給食食材料費を市が負担することにならない場合に、例えば各園でそれを徴収するという園も出てくるかと思えます。その際には、どのような形で徴収されるかはちょっとこちらのほうでは把握できませんけども。

私が今申し上げた4,500円というのが、これまでも国が食材料費として定めていたものがございますので、当市としてはその助成額を、今のところは4,500円で検討を進めているというものでございます。

○議長
○17番
(齋藤律子議員)

齋藤律子議員。

消費税増税に伴う国の政策ですが、皮肉なことにこういう食材費も非常に上がっているわけです。消費税増税がこれにも転嫁されてるわけです、食材費にも。

多分4,500円では、なかなか経営するほうも大変ではないかと思えます。そういった場合にまだどういう試算がされているのかわかりませんが、やはり消費税増税の政策でありながら消費税の影響を受けていると。そういうことで経営も大変になるという、そういう意見もあります。経営者も大変になるという意見もあります。これはやっぱり考えて、実際の額に合うような。

こういうふうには市の持ち出しも減額されるわけですから、考えていく必要があるのではないかと思います。そういうことでこれからいろいろ出てくると思いますが、適切な措置をよろしく願いをいたしたいと思えます。

ちょっと中途半端ですが。議長、いいですか。できれば御配慮願って、3番目の質問は午後からにさせていただきたいと思うわけですが、続行でしょうか。

○議長

昼食等のため、13時まで休憩といたします。

午前11時54分休憩

午後1時00分再開

○議長
○17番
(齋藤律子議員)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

齋藤律子議員。

それでは続きまして、3番目の質問を始めたいと思えます。

3番目は平川市財政運営計画についてであります。短期償還と長期償還についてお尋ねをいたします。今回の質問の短期償還、長期償還という表現ですが、質問の中に限った表現と捉えてくださるようお願いいたします。

企画財政部長からお伺いをいたしました。本来短期償還とは5年ということで教えていただきました。それでよろしいでしょうか。

それでは質問を続けます。

昨年11月13日の議員説明会で示された、平川市財政運営計画についてであります。

この財政運営計画の中で大きな位置を占めるのが、大型事業である本庁舎建設事業及び市民体育館整備事業の起債償還をどのような方法で行うかによって、将来の財政見通しに影響が出てくるものと思われま

す。本庁舎建設事業の事業費約56億円。附帯工事を入れますと、もう既に63億円にも上っています。56億円については償還期間を30年、市民体育館整備事業の事業費約28億円については償還期間を20年に設定しておりますが、償還期間が余りにも長期になると、後年の世代にツケを回すようなことになり、果たして適正な財政運営計画なのか疑問に思っています。

そこで、この二つの事業の起債償還期間をそれぞれ10年間に短縮した場合、その影響額についてお尋ねをいたします。

一つ目は、償還が満了するまでに20年、30年と利子を払っていくわけですが、その利子の総額についてお知らせください。

二つ目は、実質公債費比率に対する影響についてお知らせください。便宜上、平成という年号を使わせていただきますが、現在の計画では平成35年度時点で5.8%として見込んでいるようです。これがどのようになるのかお知らせください。

三つ目としては、平成35年度末の全ての基金残高を約68億円と見込んでおりますが、10年償還にするとこの基金残高がどのようになるのかその影響額をお知らせください。

以上、答弁をお願いいたします。

市長、答弁願います。

齋藤律子議員御質問の、市の財政運営計画についての御質問にお答えいたします。

当市の起債償還につきましては、公債費による負担の急増を抑制し、長期的な財政運営の安定化を図ることを念頭に、事業の性質により適切な償還期間を設定して運用しているものであります。

議員御指摘のとおり、先の財政運営計画において大型事業であります本庁舎建設事業は30年、市民体育館整備事業は20年という長期的な償還期間を設定しております。これらの施設につきましては、後年の世代まで長きにわたって市民生活に寄与する財産であり、それにかかる負担についても、施設の耐用年数等を考慮した上で、世代間の公平化を図るべきという考えに基づくものでありますので、御理解をいただきたいと思

います。なお、償還期間の設定に当たり、現在の低金利の情勢が急激に変動するとは考えにくいことから、今回の御質問の償還期間の違いが、当市の財政運営に大きな影響を及ぼすものではないものと認識しております。

○議長
○市長
(長尾忠行)

もちろん、毎年の財政運営計画においては、今後の金利変動の状況により、その時点で最良の資金借入れや償還期間を設定し、精査、見直しを行ってまいります。実際に金利高騰などの状況になった場合は、繰り上げ償還などの措置を講じていくこととしております。

なお、議員御質問の償還期間を短縮した場合の影響については、企画財政部長から答弁させますのでよろしくお願いたします。私からは以上です。

○議長
○企画財政部長
(西谷 司)

企画財政部長。

それでは御質問の本庁舎建設事業、市民体育館整備事業の2事業につきまして、起債償還期間をそれぞれ10年間短縮した場合の影響についてお答えいたします。

一つ目の利子総額についてであります。その借入れ条件ですが、10年ごとの見直し方式で、初めの10年間は年利0.01%、11年目以降は年利0.1%として試算しました。

まず本庁舎建設事業であります。30年償還とした場合、その利子総額は約3,900万円となります。これを20年に短縮した場合、総額で約1,800万円となります。

また市民体育館整備事業であります。20年償還とした場合、その利子総額は約1,000万円となります。これを10年に短縮した場合、総額で約200万円となります。

したがって、この2事業の償還期間をそれぞれ10年短縮すれば、利子総額は約2,900万円減少することになります。

ただし、この2,900万円の中には70%の交付税算入分も含まれていることから、これを除く実質的な利子総額の影響は約900万円となります。

二つ目の実質公債費比率ですが、現計画では平成35年度時点で5.8%と見込んでおりました。これを今回の償還期間短縮を加味いたしますと7.8%になり、2%上昇するという試算結果になりました。

三つ目の基金残高ですが、現計画では平成35年度末の時点で約68億円と見込んでおりました。これを今回の償還期間短縮を加味いたしますと、平成31年度からの5年間で約6億4,000万円の基金取り崩しが必要となりますので、基金全体の残高は約61億6,000万円になると見込んでおります。

以上が、償還期間を10年短縮した場合の試算結果であります。

○議長
○17番
(齋藤律子議員)

齋藤律子議員。

なぜこの質問をしたかという通常であれば、今までの公共事業は10年間で償還しているという、そういう説明があったからです。それは企画財政部長は4月からですので、その前の財政の11月13日に説明したときの質問にそう答えております。

庁舎は額が大きいので今回30年から20年、そして体育館は20年から10年ということでお答えしていただきました。

やっぱり長期にしないと、財政上の影響がすごく大きいという今の答弁です。それが答弁の中からわかるわけです。そうすると償還期間を長くしなければいけないということになって、このような措置をとったものと理解をいたしました。

世代間の公平に基づく。これが一つ理由なわけです。私は後年にやっぱりこの合併特例債を満額に近い形で発行してやるのは問題ではないかと、こういうふうに思っている一人です。後年にやっぱりツケを回すべきでない。今の働き盛りがそれをやっぱり償還していく。そういうことを、財政の中では必要でないかと思ったので質問したわけです。

しかし、世代間の公平に基づく。働き盛り。10代の方でいえば40代になってます。こういう若い世代にも公平に基づくということで、これからの負担を強いていくわけです。

これから先の世の中はわかりません。これやるんだったら、若い人にも説明するべきでないかなと思うんです。そうなった場合に今の10代の人口、これがどうなっていくか。それから今後働いて、市のために税金を納める。そういう世代が。今赤ちゃんでもいいです。30年。働く人口になります。そうした場合にこのことが……。人口減になっていくわけです。ですから、こういう世代間の公平に基づくと言ってもそれが本当にできるのか、それがちょっと疑問に思いました。

低金利のこういう情勢は続くだろうと。市長は大きな影響を及ぼすものではないと言いましたが、こういう低金利、ゼロ金利とかいろいろ言われてますが。こういうような状況は、これは国民生活にとってどうなのか。これもまた長く続いてほしくないです。アベノミクスは地方には影響はないと、これは市長も認識しているわけです。

お金のあるところにお金が回っていく世の中に今なっているわけです。お金をいっぱい印刷していろいろなところに、お金持ちのところに行ってますが、庶民には来ないわけです。そういうことで金利が高騰すれば繰り上げ償還をするということの答弁のようですが、やっぱり後手後手に回っていく。世界情勢でいろいろ言われている経済学者あります。オリンピック後には、日本の経済下降線たどるとかいろいろな言われているわけです。やっぱりそこら辺を、何があるかわからない、見据えることは難しいかもしれないけども、安全な運転をしていくべきではないかと思えます。

そういうことで実質公債費比率5.8%から7.8%、こういうふうになるということです。この10年、早く償還をすると。

この数字は今回の平成31年度の予算、公債費。41億円だか借りて、私の記憶では20億円ぐらい返さなきゃいけないわけです。

そうすると5.8%、7.8%といたら、余り変わらないだろうということでしたが。結構2%も上がるわけです。短命県の数字を見ても、1歳寿命が延びるといというのは数千人長生きしなければいけないというわけで

すから。

これは金額にしたら、今年度の7.8%というのはどのくらいの金額になるんですか。それはお答えできますか。お願いします。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

今、齋藤律子議員のほうからは建物、庁舎と体育館を建設したことによる財政影響について、御持論をお述べになったというふうに思っておりますけれど。今まで申し上げておりますとおり、市の財政に大きな影響を与えることはないということは、何度も繰り返して申し述べております。特に実質公債費比率に関しましても5.8%。平成35年の見通しでございますが、5.8%から10年間の繰り上げをしても7.8%。ここまでしか上がらないということです。

実質公債費比率の危険水準というのは18%。18%を超えると危険だと言われております。さまざまこの見方はありますけれど、その基準まで達していない。しかも将来負担比率もそうです、ありません。経常収支比率も大丈夫という、そういう見通しのもとに今財政運営計画をつくりながら償還期限もやっております。ですからこれは金利が、先ほど申し上げましたがかなり高くなった場合、これは繰り上げ償還したほうが市にとっては有利だつていう。今までも昭和とか平成のバブル期前までは4%とか6%の起債を借りた部分が随分ありました。市のほうではそれを繰り上げ償還して市の財政に負担を与えないような、そういうふうな手当てをずっと今までもしてきおります。

そういうことでありますので、議員が御心配されるのは御理解といたしますか、理解できるところまではいかないんですが。その御心配には及ばない、ということをお申し述べさせていただきたいと思っております。もし御心配になってるならどういふところで御心配になってるのか、御提示いただければというふうに思っております。

○議長

○17番

(齋藤律子議員)

齋藤律子議員。

繰り上げ償還の話をしてしまいましたが、これまでも借金を早く返そうと、合併してからも。この基金残高を取り崩して対応してきたじゃありませんか。本来基金残高というのはそういう借金の穴埋めに、肩がわりにするんじゃないくて、市民の暮らしに必要なことに回すのが本筋ではないかと思うんです。

今までその繰り上げ償還をして借金、計画的に、あれば払っていけば何十年もかかるわけです。借金が減らないわけです。ですから合併してからは、どんどんそれを、基金を取り崩して返していったわけです。そのお金があればもっともっと、市民の要求に回すことができるんじゃないですか。

基金はその不測の事態が発生したとき、そういうことでいろいろ取り崩す、対応する。こういうことですが、繰り上げ償還もやっぱり財政危機を招かないようにということをやってきたんじゃないか。

私は甘いと思います。そういうことで何が起こるかわからないわけですから、ちゃんと不測な事態が発生したときに市民の暮らしを守る、そういう構えが必要だと思います。また昨日の質問では、ねふた館をなんかもっと大きくして。私も聞いていてイメージとしては、これも一つの大型事業なのかなど。活性化に必要なことであっても、そういうことが出てくるわけです。

ですから私は心配してるんです。心配する人が1人2人いてもいいじゃないですか、それは。市長は影響がない、大丈夫だと何をそんな心配してるんだと、答えなさいとこういうことでありますが、私は非常に心配してるんです。人口減っていく。これは確かなことです。今、旧平賀町時代になる日がやがて来るかもしれない。そういった場合にこうした私たちが残したものを、どうやってこれからの人払っていくんですか。暮らしていかなきゃいけないんです、第一に。そういうこと考えると、少し甘いのではないかなど。もう少しいろいろ考えて、この財政の使い方。これは暮らし、そういうところに優先していく。これが大事だと思います。

数字にあらわれないといっても18%超えれば、これもうどうしようもないから、これ設定しているんです。そうなればもう終わりじゃないですか。

以上です。終わります。

○議長

17番、齋藤律子議員の一般質問は終了しました。

第8席、9番、石田昭弘議員の一般質問を行います。

石田昭弘議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

石田昭弘議員、質問席へ移動願います。

(石田昭弘議員、質問席へ移動)

○議長

石田昭弘議員の一般質問を許可します。

○9番

(石田昭弘議員)

本定例会、最後の一般質問となります。8席、9番、新風の会、石田昭弘です。議長の許可を得ましたので、通告に従い質問いたします。

今回は、これまで時間の関係で当初予定していた質問や再質問できなかった項目並びに質問・提案をした事項のその後について、質問させていただきますのでよろしく願いいたします。

最初に、1. 雪対策の宅地開発における雪寄せ場・雪置き場について質問します。

雪対策についてを質問した本年3月の定例会。議案説明で市長は「民間宅地開発事業で宅地開発が進み、転入超過した。」と述べました。

現在においても、市内のあちらこちらに分譲地や宅地開発予定地を見かけます。人口減少社会にあって住宅が建ち、人口がふえることは住みよさを掲げた本市施策の成果であると評価いたします。

しかし、喜んでばかりいられません。前回の質問で示した市民意識調査において、除雪対策の充実を重要度と思う施策の1番目に挙げている

ことから、雪対策を講じた開発でなければ住みよさもいずれ住みにくさ
に変わるのではないかと危惧いたします。

数年前のことです。宅地開発された場所にお住まいの方から「雪のや
り場がない。融雪溝などの対策を講じてほしい。」とのクレーム並びに要
望をいただきました。

従前の宅地と違い、分譲地は面積が狭く、家と駐車スペースだけとい
うケースが多く見受けられ、間口の置き雪はもとより敷地内の雪を片付
けるにも堆雪場所等を確保できない状態です。

市担当課によると機械除雪については「民間宅地業者には、整備条件
に緑地や車の回転広場を設置することになっている。」「小規模な雪寄せ
場として対応できる。」という、このような内容の話を聞いていましたの
で、積雪時期に数カ所回って見ましたが、どこも雪がいっぱいに対応が
できているとは決して思えませんでした。

今のまま対策を講じなければ、宅地開発が進む一方で除雪処理の苦情
や要望は宅地業者ではなく市が受けることになり、開発に比例してクレ
ームがふえ、除雪費も膨らむことが懸念されます。

このことから機械除雪の雪寄せ場以外に、家庭から排出される雪を置
く場所の設置を宅地開発の条件に付加する必要があると考えます。この
点、市長の見解を伺います。

○議長

建設部長。

○建設部長
(原田 茂)

私のほうから、宅地開発における雪寄せ場・雪置き場についての御質
問にお答えいたします。

平川市開発指導要綱においては3,000平米以上の宅地開発、開発区域の
面積の3%以上に公園、緑地、または広場を設置することや、開発区域
内に新たに設ける道路でやむを得ず袋路状の道路となる場合は、回転広
場や道路除雪用の雪置き場を設けるよう指導しております。これは先ほ
ども石田議員の方からおっしゃったとおりでございます。

この開発指導要綱を雪対策として今以上に厳しい条件へ改正し、雪置
き場等を確保することは、これまで順調に進んできた民間事業者による
宅地開発が停滞するおそれが予想されますので、要綱の改正は困難であ
るものと考えております。

しかし、現状の雪置き場については、付近の方々の利用も考慮すべき
と考えますので、市の通常除雪業務により多量になった場合は、先ほど
今までの部分を見たと言っておられましたけれども、これまで以上に排
雪して受け入れ量を確保してまいりますので御理解をお願いします。以
上です。

(「市長答弁求めているんじゃないですか。最初でしょ。1問目の今質問
ですよね。市長答弁の次に担当課に振り分けると。補足分については。
私はそう思うんですけれども違いますか。」と呼ぶ者あり)

○議長

暫時休憩します。

午後 1 時30分休憩

午後 1 時31分再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの工藤竹雄議員の発言に対して、議長としての考えを言います。私といたしましても、工藤竹雄議員の発言に賛成です。

第1回目に市長の答弁を求めている以上、市長が立ってそれから各関係の部長に振るのがいいのかなと思います。

それでは一般質問を続けます。

石田議員。

○9番

(石田昭弘議員)

今の答弁で開発指導要綱を厳しくすると開発が進まなくなる、このような答弁だったと思いますけれども。確かにそれは理解できます。民間業者に関しましては利益を上げないといかなければならないので、広域的な土地利用、これを一つの社是として掲げて行っているわけですので十分理解できます。

ただし現状を見ると、やはりここら辺はもう少し改善の余地があるかなと私は考えております。

現状、皆様方も見てると思いますが、隣と隣のこの距離がとても狭くて、境界となる道、塀とかこういうふうなものもなかなかないようには思われます。ですからこそ、例えば雪が多く降ったときとか除雪に当たっては近所のトラブル、これも考えられます。

ですからこういうふうなことで、隣近所が関係が悪くなったら非常に悲しい状況になるかと思しますので、できる限り土地も広いところにうちを建てていただきたいんですけども、ただ先ほど言われるように業者にとっても買う側にとっても、やはり土地が広くなると高額になりますので、なかなかそこは進まないこれは理解できますし、またそれに付随するいろんなものが高くなってまいりますので、後々また転売するに当たっても、大きな土地、うちっていうふうなものは難しいというのはこれはもう十分に理解できます。

しかし今手を打たないと後々大変な事態になってまいるのではないかなと思います。開発進む、家は建つ。しかしそれに伴って、雪に対する除雪費。これも高騰していく。だんだんだんだん財政も厳しくなっていく。これでは何がよいのかわかんなくなってしまう。そのおそれもあるのかなと、老婆心ながら考えて心配しております。ですので、しっかりとした対策を今立てておかなければいけないと、私はこのように考えております。

3月に提案した仮称雪対策基本計画策定について、市長はこのように述べました。「今後、長期総合プランと除雪計画を補填する総合的な雪対策の将来像を描く基本計画について、関係課と連携して策定する方向」、

このように述べて答弁をいただきました。

ぜひ宅地開発の雪対策について検討いただき、積雪が多くても「笑顔あふれる 平川市」となるように、この雪寄せ場、雪置き場に関しましてはしっかりと対策を練っていただきたいとこのように願っております。ぜひそこをお願いして次の質問に入らせていただきます。

項目の2として、オストメイト対応多目的トイレの設置状況、表示、情報提供について伺います。

オストメイトについて御存じだと思いますが、さまざまな病気や障がい、事故などが原因でストーマ（人工肛門・人口膀胱）と呼ばれる便や尿の出口を、手術によりおなかに取りつけている人たちのことをオストメイトと呼びます。

オストメイト対応トイレは、オストメイトの方がストーマ装具、パウチや汚れ物を洗うための汚物流し、汚れた腹部を洗うことができる水栓器具などを設けたトイレのことをいいます。

平成28年9月の定例会一般質問で、障がい者基本法、バリアフリー法、障がい者差別解消法を根拠に、人が集まる公共施設や観光拠点にオストメイト対応トイレの設置を提案。市長よりおおむね次のような答弁をいただきました。

「オストメイト対応トイレは平川診療所のみ。オストメイトトイレに関しましては今後絶対に必要になる。現在、市内で70名の方のオストメイトがいる。市外から来られる方等にも対応していかなければならない。新しい運動公園には設置の予定がある。今後、そのほかの施設についても鋭意検討をさせていただく。」と。

そこで、3年たった現在の設置状況について伺います。

表示について伺います。

外見上は身体に障がいがあると判別しにくいオストメイトが、身障者トイレや多目的トイレへ入りやすくするために、トイレの入り口にオストメイトマーク、ピクトグラムです。このようなピクトグラムございます。こちらです。この表示が重要だと言われております。

しかし、市内に設置されているオストメイト対応多目的トイレの入り口には、オストメイトマークの表示はありませんし、そもそもオストメイト対応多目的トイレの位置がわかりにくい状況にあります。

場所が一目でわかるように、誘導案内プレートなどの配慮が必要だと考えますが見解を伺います。

情報提供について伺います。

以前の質問で、オストメイト対応トイレの情報発信を提案しましたが、設置場所の情報提供は行われているのでしょうか。市のホームページなどに掲載し、積極的に情報提供すべきと考えます。

見解を伺います。以上3点、お願いします。

市長、答弁願います。

○議長

○市長
(長尾忠行)

石田昭弘議員御質問の、オストメイトトイレに関する御質問3点についてお答えをいたします。

まず、オストメイト対応多目的トイレの設置状況ですが、現在市の施設では、7カ所に設置しております。設置場所は平川診療所、文化センター、総合運動施設の平賀多目的広場、さるか荘、道の駅いかりがせきのかわや棟、碓ヶ関公民館、平賀東小学校となっております。そのほか、現在建設中の猿賀小学校や新体育館及び今年度改修予定の平賀農村環境改善センターにも設置する予定であります。

次に、多目的トイレへの誘導とオストメイト対応マークの表示についてであります。全ての利用者が公共施設等を利用しやすい環境に配慮すべきと考えております。現在、オストメイト対応トイレの表示などがない施設につきましても、わかりやすい表示に努めてまいりたいと思っております。

3点目の情報提供についてであります。市内のオストメイト対応トイレ設置場所に関する情報は、市のホームページでは掲載していませんが、県が運営する青森県バリアフリーマップというインターネットサイトに情報を提供しております。県内のバリアフリー施設の整備状況がわかり、オストメイト対応多目的トイレの検索ができるものとなっております。ことしの2月に当市公共施設の情報を提供しておりますので、今後更新される予定だと伺っております。

市のホームページについても、このバリアフリーマップを活用しながら情報発信に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長
○9番
(石田昭弘議員)

石田議員。

現在、市においては7カ所設置ということで、今後また3カ所設置して、トータル10カ所になる予定ではありますよね。わかりました。

また2番目の表示については、これから取り組んでいくということですのでよろしいですね。わかりました。

3点目の情報発信なんですけれども、先ほどおっしゃっていた県のバリアフリーマップ、あります。これも私確認させていただきましたけれども、やはり更新が遅い状況かなと思っております。

市長がおっしゃっているように現時点においては、少し、何日か前になんなんですけれども見た限りでは、まだオストメイトに関しての記載はなかったような感じがいたしました。ですからここら辺のタイムラグ、県のほうでも早目早目、先ほど長内議員でないですけれども、早く、行政のほうで早く手を打っていただいて市民のニーズに、国民のニーズに応えられるように手を打っていただければとてもありがたいなと思っております。

そこでもって情報提供に関しまして、もう1点やはりお伝えしたいなと思うのがございます。

それは検索サイト「オストメイトJP」というのがあります。これは

全国組織の公益社団法人日本オストミー協会。ここで委託して運用しているウェブサイトなんですけれども、この状況を少しお知らせしたいと思います。

なぜこれをマップに、ウェブサイトに掲載したということですが、このように協会ではおっしゃっております。「公共施設等の身障者トイレ、または多機能トイレへのオストメイト対応トイレの整備が急ピッチで進められているが、利用者から『どこにあるかわからない。』『利用時間がわからない。』というような声が寄せられています。」と。このようなことから、この協会ではウェブサイトにも随時更新しながら載せるようにしております。またこれは携帯電話でも見ることができるということなので、とても便利な内容となっております。

ぜひともここにも、当市としまして掲載いただきたいなと思っております。これは簡単に投稿によって情報が掲載されますので、すぐにでもできると思いますのでぜひとも早い対応を、ぜひともお願いしたいと思います。

これについてどのようにまたお考えでしょうか。先ほどは県ということでございましたけれども、このようなものも結構ありますので、いろいろな媒体を使いまして、どんどんせっかく設備を充実させて多くの方に喜んでもらえる施設を平川市は作ってますので、発信していただきたいと思っております。

一つこの点についてはいかがなものでしょうか。お知らせください。
健康福祉部長。

○議長

○健康福祉部長
(三上裕樹)

オストメイト対応トイレの情報発信についてお答えをいたします。

民間のがん患者支援会社が運営してます「オストメイトJP」というサイト。こちらのほうへの本市の情報といたしましては、東日本高速道路株式会社からの提供による東北自動車道上下線の津軽サービスエリアのみとなっております。

ただ、他自治体からの情報提供もあるようでございますので、県内外から安心して平川市に訪れることができるよう、情報発信に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長

○9番
(石田昭弘議員)

石田昭弘議員。

ぜひ障がいのある方の立場に立って、きめ細やかな対応をお願いいたします。

次に移ります。3. 豪雨対策について。側溝の点検・管理、泥・堆積物の除去について伺います。

平成27年9月定例会の質問。気象災害、豪雨対策についての中で、側溝から水があふれ出す要因の第一に、想定外の雨量の多さ、ほかに水路の形状や構造、土地の高低差など構造上の問題、泥・堆積物による管理上の問題などが考えられる。対策として、側溝・用水路の点検・管理、側溝の泥・堆積物の除去などについて質問しました。

答弁では「側溝の点検・管理は市が不定期ではあるが巡回し、点検を実施している。側溝の泥・ごみ等を撤去する維持管理は、従前から各町会へ御協力いただきながら管理している。」ということで答弁をいただきました。

質問から約4年、現状は当時と余り変わっていないように私は思います。

そこで、側溝の点検・管理について質問いたします。

一例を挙げます。尾上駅東側踏切前の側溝。堆積物がたまって排水ができない状態が長らく続いています。「少しの雨でも水がたまり、児童生徒の通学時、車による水はねなどが起きている。」と市民の方から苦情をいただきました。

他の場所でも側溝に堆積物がたまっていたり、グレーチングから雑草が伸びている箇所を見ることから、側溝の点検・管理の実態はどのようになっているのか。あわせて、住宅地以外の市道側溝についても伺います。

次に、泥・堆積物の除去について伺います。

側溝の泥・ごみ等を撤去する維持管理は、従前から各町会で行うとされていますが、実施している町会はどれぐらいあるのでしょうか。そもそも町会にもよりますが、世代交代や新しく住居を構えた方は、側溝の泥・堆積物の除去についてどれだけ知っているのでしょうか。

少子高齢化が進み、コミュニティーの希薄化が問題視されている現今、町会で側溝の泥・堆積物の除去作業には、多くの方の御協力・参加が不可欠です。

防災対策、安全で安心して暮らせる環境の確保のためにも、町会で行う側溝の泥・堆積物を除去する維持管理作業について、市が後押しする必要があると考えます。

また、個人で行う場合もあると思われしますので、作業時期、ふたの開閉、泥の水切り処理・石灰散布、集積・運搬などの手順・段取りなど、側溝の泥・ごみ等の撤去に関する手順ないしは手引きを作成し、春の平川市市民一斉大清掃に、町会が側溝の泥・ごみ等の撤去作業を実施しやすいように、広報などで利用して、市民に理解・協力をしていただけるような、取り組みを行ってはと考えていますが、見解を求めます。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

ただいま石田議員から、側溝の点検・管理、泥・堆積物の除去についての御質問をいただきました。

この件に関しましては、副市長より答弁させます。

○議長

副市長。

○副市長

豪雨対策の御質問についてお答えいたします。

(古川洋文)

側溝の点検及び管理につきましては、これまでも職員が巡回パトロール及び点検を実施し、側溝の泥やごみ等の撤去、いわゆる泥上げにつき

ましては、各町会へ協力いただくようお願いし管理しているところであります。

その際、泥等の積み込みに使用する重機や運搬機器の借り上げにつきましてはマイロード・マイタウン整備事業を活用したり、市が所有するコンクリートふた上げ器を利用して作業するなど、積極的に泥上げに協力いただいている町会が多数あり、感謝しているところであります。

一方、土砂の堆積量が余りにも多い箇所や、道路横断部や交通量が多く危険な箇所など、地域での対応が困難な箇所につきましては現地確認の上、市が対応することとしております。

また、市民生活部が行っている年2回実施しております市民一斉大清掃の際にも、側溝の泥やごみ等の撤去について御協力いただいております。ことしの春は32町会で行われております。

しかしながら、各町会には清掃場所として市内の各町会内の道路、公園、河川等の公共空間等とのみ示しており、具体的な内容や手順について周知しておりませんでした。

このことから、今後市では側溝の泥やごみ等の撤去、処理につきましても、町会や市民の皆様が参加しやすい処理方法・手順などを示し、周知していく方向で考えております。以上です。

石田昭弘議員。

丁寧な御答弁、ありがとうございます。

この泥の除去に関しましては毎年毎年のことですので、どうか継続してできるように、町会とか市民の皆様方の御理解をいただければといった形でのお知らせ等をいただければ本当にありがたいと思っております。

先ほどの答弁では、32町会がことし行っただと。たしか66町会あると思いましたが約半分です。これが継続的に行われているかどうか私わかりませんが、できれば毎年毎年定期的に行っていくことがベストであって、これこそがまた防災対策にもつながってまいりますし、安心安全な快適な地域づくりにもつながってまいりますので、ぜひともここは市が言って町会が連携を密にして、取り組んでいただければ本当にありがたいとこのように考えております。

前回も申し述べましたが、普通のことであるが今のこの現状を丁寧に行っていく。そういった凡事徹底。これを行っていくと、本当に平川市は住みよいなど、いろんな面が整っているんだと。このような状況をつくっていただければありがたいと思います。

これは先ほど申し述べたように、何か不測の事態が起きたときには即対応できるような体制もとれると思いますので、防災対策の大きな一環、対策の一つとして、日々の行う小さな取り組みではあるとは思いますが、この泥上げ、側溝の管理・点検等、欠かさず行っていただくことを要望いたしまして、この質問は終わらせていただきます。

次に、4番目に移ります。観光拠点の環境整備について。猿賀公園駐

○議長

○9番

(石田昭弘議員)

車場、イベント開催時の満車対策について伺います。

平成28年9月定例会でこの質問をしたところ、「公園北側と高台駐車場を合わせて、普通車114台分、大型車16台分、身障者用5台分、合わせて135台の駐車スペースを設置している。イベント時に駐車場が不足となる場合は、尾上分庁舎など臨時駐車場を設置して対応している。」とこのような答弁をいただきました。

去る4月28日日曜日、花（さくら）と植木まつりでにぎわう猿賀公園を訪ねたところ、駐車場は満車、歩道に乗り上げる車や路上駐車が数多くありました。

駐車待ちの車なのか、周辺をぐるぐると回ったり、とめられず帰る車などを見るにつけ、多くの行楽地がある中で本市を選び、楽しみにして来ていただいた方に、大変申し訳ない気持ちになりました。

主催が（一社）観光協会に変わったためなのか、尾上分庁舎に臨時駐車場が設置された形跡はなく、チラシに臨時駐車場の案内はありませんでしたし、駐車場に誘導係もいない状態でした。

市も、祭りの後援をしているわけですから、もう少し協力・連携できないものかと疑問が湧きました。

そもそもイベント開催時の駐車場スペースの不足は恒常的のものです。解消するために新たに駐車場を整備するべきと考えますが、見解を伺います。

市長、答弁願います。

猿賀公園駐車場、イベント開催時の満車対策についてお答えをいたします。

4月27日から5月6日まで開催されましたおのえ花（さくら）と植木まつりは、おおむね天候に恵まれ、多くの来場者があったというふうに聞いております。

このため、駐車スペースがなく、路上や歩道に乗り上げて駐車する車が多く見受けられたとの御指摘ではありますが、主催者であります観光協会に確認したところ、臨時駐車場は尾上カントリーエレベーターのみであったと聞いております。なお、臨時駐車場の周知については看板の設置のみで、チラシ等には掲載されておりました。

このことから、今後は臨時駐車場の設置場所と周知方法について、観光協会と打ち合わせを行い対応してまいります。

また、イベント時の恒常的な駐車場不足を解消するため、新たな駐車場を整備することにつきましては、場所の確保や整備費用等を考えた場合、難しいものと考えております。

これらのことから、臨時駐車場の増設と効果的な周知に努めていただいた上で、警備員を配置するなど安全対策にも十分配慮するよう連携してまいりますので、御理解をお願いいたします。

石田議員。

○議長

○市長

（長尾忠行）

○議長

○9番
(石田昭弘議員)

今後は市と観光協会が、密に連携をとって行っていくということによっていいですね。

ぜひともこの点は十分に、来た方々が安心して、そしてまた心配なく楽しんでいただくような体制づくり、受け入れの器づくりをしていただければありがたいと思っております。

ただ駐車場に関してなんですけれど、臨時駐車場を設けるとは言いつつもやはり駐車場がどこにあるのか、そのものがなかなか御理解いただけないのではないかと思えます。

その場所、土地勘のある方であればよいんですけども、なかなか遠方から来る方にとっては「あそこが臨時駐車場ですよ。」と言われても果たしてそこまで理解して行けるかといったら、なかなか難しいところもあると思えます。やっぱり近場です。近場であるのがやっぱりベストです。本当にそう思うんです。

例えば尾上の分庁舎を利用した場合、大人の足で約10分から15分かかると思えます。ところが、お子さんを連れて一緒に歩くとこれはもう倍ぐらいかかるかもわかりません。そうなりますと来た方にとっては少し遠いなって、そういうネックがあることによってあそこはやっぱり行きづらいというふうな印象、悪印象を持ってしまってもう来なくなってしまっておそれがあるんです。

ですからこそ、なんとか駐車場の問題は根本的なものとして解決いただきたいと思うんです。

年間数回大きなイベントがありますけれども、そのたびに臨時駐車場の看板は出しますけれども、その時のつけ焼き刃みたいな感じの対応の仕方がありまして、もう少しなんとかならないものかと常日ごろ考えております。

先ほども申しましたけれども、合わせて135台の駐車スペースがあるとは言ってましたけれども、大型が16台分とあってありますけれども、ここは全部普通の乗用車で埋まってしまいます。身障者用の5台分も普通の乗用車がとまってしまって、実際の方が利用できない状況にあります。

ですから身障者が利用したい場合は、先ほどの「臨時駐車場まで行ってください。」と言ってもそこからまた足です。大変な事態になってしまいますので、この確保はやっぱり十分にさせていただく。

そのためには先ほどおっしゃってございましたけれども。警備員、誘導係。これを今度はしっかりとつけると言ってましたので、この点はしっかりと対応お願いしたいと思います。

ですから、もう一回話は戻りますけれども根本的な解決のためには、やっぱり駐車場の拡幅が必要だと思います。

見る限りでは、北側駐車場の、道路挟んで北側には少し空いてる土地もあるやに思いますし、また高台のほうにも、さるか荘の上のほうにも少しあるような感じがいたします。

なかなかそれを取っ得して整備するとなれば、先ほど市長がおっしゃったように経費が随分かかると思いますけれども。長期的な視点に立って考えますと、やはりある程度の投資は必要ではないかなと思います。

それがあそこは十分設備が整っているって。あそこは行きやすいとなればもっと人が人を呼んできますので、そのような長期的な視点に立った対応をお願いしたいと思います。

イベント期間は限られていますので、満車状態も限定的なもの、そこまでしなくてもと考え対策を怠れば、あそこは対応が悪いということでも悪印象を与えてしまってもう行かないということになってしまいますので。ぜひとも、これは起こらないように十分な対応をお願いいたします。

そしてもう一つ。先ほど、尾上分庁舎から来る場合。一つ課題、問題があります。歩道が未整備の場所があるということです。

現在においても、日常生活や児童の通学に不安を感じてる方々がたくさんいらっしゃいます。ましてや先ほど述べたようにお子様連れ、ないしや障がいのある方がそこまで来るに当たっては、きちんとした歩道があることが望ましいと思いますので。これは県道となっておりますので、市のほうからぜひとも要望いただきまして、一日も早い整備のほうを行っていただければと思います。この要望を提案いただきまして、この質問は終わらせていただきます。

最後、5番目のイルミネーションプロムナードについて。サマーイルミネーションについて質問いたします。

平成29年9月の定例会で、冬季以外のイルミネーションの活用について提案いたしました。

世界一の扇ねぶたが登場する最後の場面で、一斉にイルミネーションを点灯する。また、ねぶた祭り開始からお盆が終わるころまで点灯してはどうかというものでした。

近年、夏に開催されるイルミネーションイベントがふえております。

サマーイルミネーションの魅力として、主に三つあると言われております。

一つは、冬のように厳しい寒さに凍えながら見ることがないため、夕涼みがてら開放的な気分で鑑賞できる。

二つには、開催日時が限定されているイベントと違い期間が長いため、混雑を避け自分の都合に合わせ、気楽に足を運ぶことができる。

三つには、他のイベントとコラボレーションができる。例えば、以前提案した平川ねぶたまつりやあどの祭りなど、平賀駅前活性化の夏の新しい風物詩となります。

以前の答弁では「イルミネーションにつなぐ配線がねぶた運行の支障になる。」「イルミネーションの明かりがねぶたの明かりの風情を損なう可能性がある。」と否定的でした。

配線が支障になるのであれば支障にならない工夫をすればよいし、ねぶたの明かりを損なうのであれば世界一の扇ねぶたの運行が終わった後に点灯するなど、解決方法は幾らでもあると思います。

元号も平成から令和に変わり奉祝の意味を込めまして、平川市の新しいイベントとして、サマーイルミネーションを行ってみる価値はあると思いますが見解を伺います。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

石田議員御質問のイルミネーションプロムナード、サマーイルミネーションについての御質問にお答えをいたします。

(長尾忠行)

このイルミネーションプロムナード事業につきましては、平成27年度から、冬期間のにぎわい創出を目的に開催しております。

昨年は、約7万個のLEDライトに加え、7色の台湾ちょうちんを駅前飾り、多くの方が幻想的な光景を写真におさめたり、また見入っております。

サマーイルミネーションにつきましては、議員御指摘のとおり近年全国各地で開催されていることは承知をしております。横浜のみなどみらいもそうですし、それから今はハウステンボスもかなり大規模にやっております。

ただ当市としては当初10万球であったのが、今7万球まで減ってきておるのは御承知かと思えます。

今後、平川ねぶたまつりや他のイベントとのコラボレーションについては、これはやっぱり関係者の意見を聞きながら、また打ち合わせをしながら検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長

石田議員。

○9番

少し肩透かしを食らったような残念な気持ちになりました。積極的に「検討してみます。」みたいな感じで答弁があるのかなと期待しておりましたが、関係各機関との協議しながらということでしたので、これは進めていただければ結構なんですけれども。

(石田昭弘議員)

そもそもイルミネーションの起源、御存じだとは思いますが、16世紀にさかのぼります。宗教改革で知られるドイツのマルティン・ルター、この方が考えたと言われております。

日本におけるイルミネーションは1900年、明治33年4月30日、神戸沖において行われた観艦式が始まりとされ、明治時代には大阪、東京の勧業博覧会で盛大にイルミネーションが行われたとこのように書いてありました。

このことから、イルミネーションは何も冬限定のものではないということなんです。ですからぜひとも夏、また平川市がちょうど場所といたしますか距離的にもいいんです。余りにも広範囲に広がった場所で行うとなると先ほど市長もおっしゃってましたけれども、10万個から7万個に減っていったと。イルミネーションもたくさん使いますが、少し

コンパクトな形でもってイルミネーションが使えますので、場所的には最高の立地条件にあるかなと思っております。

ほかの自治体も夏は、町村はいろんなイベントやっておりますし、津軽地方ではねふたを行ってます。ねふたの会場とこのイルミネーション考えたときに、ベストマッチはどこかと考えるとやっぱり平川市が最もふさわしい空間、規模なんです。ですから、ぜひとも新しい試みとして行っていただきたい。そうすることによって、平川市の表玄関としての平賀商店街がますます活性化していくのではないかなとこのように思っています。

これはそんなに、先ほどのお話でもありましたけどもねふた館を建てるとか、これほど予算措置も必要はございませんので、今あるものを利用してできる最大の効果を得る、観光資源になり得ると思いますので。

ほかの青森県の、ほかのところでまだ行っておりませんのでぜひとも先駆けて。市長、一步踏み出して行っていただければありがたいなと思っております。

またこの点に対してはもう一つ提案があります。

本市は、台湾の台中市と友好交流協定を結び台中市のランタン祭りにねふたを出しておりますし、先ほど市長おっしゃってました、冬のイルミネーションに台湾のランタンをともしていると。このお話もされておりましたけども。この逆バージョンとしまして、先ほどランタン祭りにねふたが行ってると同じような形でもって、平川市最大のイベントに台湾のランタンを多く掲げて、また再度台湾の台中市との観光友好交流の深化をしていく。こういうふうなことも必要なのではないかなと思います。

お互いに最大の祭りを共有していってお互いが行き来する。インバウンド、アウトバウンドというんですか。このようなことを行っていただければますます盛り上がりをもって、お互いにウイン・ウインの関係でもって、この観光行政がもっともっと進んでいくのではないかなと思います。これは、非常にいい発想ではないかと自分では思っておりますので、ぜひ市長、いかがなものでしょうか。最後に市長の感想なり、これについてお話しいただければありがたいと思います。

市長。

ただいま石田議員のほうから、市の最大のイベントであるねふたまつりに台湾との交流の成果みたいなものをあらわしてはどうかというふうな御意見だったというふうに思っております。

台湾のランタンに関しましては昨年度台中市より、1メートル五、六十ぐらいある大きなランタンが2台贈られております。ことしのねふたまつりには、先陣を切ってそのランタンが通る予定でございます。

御指摘いただいたミニランタンといいますか、そういうのも飾るのも一つの方法ではないかとは思いますが、ただ絹の布でできたランタ

- 議長
- 市長
(長尾忠行)

ンも雨風には弱いところがありまして、その辺のところの対策を。例えば、去年行ったように駅前において屋根をかけてそこでまた見ていただくとか、そういうことであればできるかもしれませんが。そういうことが必要になると思っております。

また夏場のイルミネーションに関しましても、非常におもしろい発想であるというふうには思っております。それが実現できれば、かなりにぎわいという意味では発信ができる可能性もあると思います。

ただ今年度の予算の中では設置費、大体冬場の設置費でも五、六百万円いってますので、夏場にまたつけて撤去してまた冬やるというふうになると、なかなか大変なこともあるかとも思います。この辺も担当課と協議しながら、実現できるか否かについては検討はしてまいりたいと思います。

ねふたの中で、例えばポケットパークがあります。あそこら辺とかあるいは中央公園のところの方に、イルミネーションをねふた時期あるいはお盆の時期に点灯するというのも面白いアイデアではないかというふうに私自身は思っております。以上です。

○議長

○9番

(石田昭弘議員)

石田議員。

ありがとうございます。

どうか前向きに検討していただいて、実現するように願っております。

この台湾のランタンに関しまして、見たことない方も多いと思いますので、夏場行くことによってたくさんの方が目にしますし、交流に関しましてももっともっと市民レベルでもって交流も活発になっていくのではないかと思いますので、ぜひともこのサマーイルミネーションプラス台中市のランタンの検討。これを実現できればよいかなと思っております。

以上で私の質問は終了します。ありがとうございました。

○議長

9番、石田昭弘議員の一般質問は終了しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

次にお諮りいたします。会期日程表のとおり、14日は議事整理のため本会議を休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、次の本会議は17日、午前10時開議といたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時47分 散会